

相続税事案についての留意点

単発的関与になる相続税の申告は、自分のクライアントに限らず他の紹介者からの依頼が少なくありません。依頼者とのトラブルの多くは、依頼者とのコミュニケーション不足によって起きるものが多く見られます。土地等で未登記のものや、先代名義のものがある場合などのように、登記簿謄本や固定資産税評価証明を見ても出てこない財産もあるわけです。

依頼者と十分コミュニケーションをとり、聞きもれがないように相続税の申告のためのチェックシート（税務署作成）を利用して、依頼者と一緒にチェックし、申告に必要な資料や情報の重要性、申告に当たっての留意事項、税務上の考え方等を認識させながら依頼者との信頼関係を構築してください。後日、「確認されていれば説明できたのに・・・。」などと言われないよう確認のものをなくす事です。また、このチェックシートは、謝りやすい事例についてのチェックポイントをまとめたものですので、税理士本人の単純な判断ミス、適用ミス、計算ミスをしないために十分活用下さい。

財産の評価に当たって損害賠償事例を見てみると、土地の評価に絡む問題が多くあり、路線価や地区区分の見間違いによる単純なミスから、奥行距離や間口距離の間違い、利用区分の間違いなど土地の評価を減額できたのにしなかった等のミスがあります。依頼者からの情報だけでなく、土地は必ず、現地に行って自分の目で確認する必要があります。土地の地形や接道状況、建物の配置関係、段差の有無、近隣の状況等、実際に目で見て確認し写真などを撮っておくことです。

さらに、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用に関連した事例があります。

(1)複数の適用宅地等がありながら、特例の適用要件に該当しないものに適用してしまったケース

(2)複数の適用可能宅地等の中から、依頼者からの情報収集不足により、結果として最も有利な宅地等を選ばなかったケース

(3)相続人全員に、小規模宅地等の特例の内容説明、特例適用の承諾を取らず、後日相続人間でトラブルとなったケース

(1)のケースは、適用要件を満たしていないとの税務署の指摘があつて、修正

申告をする際に、他の宅地に訂正することにより修正申告額を圧縮することは認められていませんので注意下さい。

(2)のケースは、適用宅地の相続開始時点での利用状況、申告期限までの利用状況、当該宅地を誰が相続するか等の状況によって、特定居住用宅地又は特定事業用宅地に該当するかが変わります。現況把握と依頼者との十分なコミュニケーションを取ることが大切です。当然、評価減の金額がさらに多額になる適用対象地が判明したとしても、更正の請求をすることは認められていません。

(3)のケースは、各相続人にとって最も有利な小規模宅地等の特例選択を助言することは、税理士として必要なことですが、現実には相続人が複数いるケースでは、全体の節税は個々の相続人にとっての利益に結びつかないケースがあります。小規模宅地等の特例の適用の有無が適用地を相続する者の税額に対して大きく影響するためです。それぞれのケースをシミュレーションし、相続人全員の承諾を得て申告後のトラブルが起きないようにしなければなりません。
(別紙特例確認書参照⑥)

税理士職業賠償責任保険に加入されている方も多いと思いますが、税理士責任賠償責任保険特約条項第5条に免責条項があります。第1項では、加算税、延滞税などの附帯税が免責の対象となっています。さらに第2項では、納付すべき税額を過少に申告した場合において、修正申告、更正・決定等により本来納付すべき本税も、免責の対象となっております。

上記(1)のケースでは、期限内申告書は税務上誤った処理をしているため、税賠保険の対象とはなりません。(2)のケースでは、期限内申告書は税務上誤った処理はしておらず、本来こうすればもっと相続税額が少なかった事による税理士のミスであるため、税賠保険の支給対象となります。